

# 第2部 豊かな環境の保全及び創造に 関して講じた施策

## 第1章 基本的施策

### 第1節 環境行政の総合的・計画的推進

#### 第1 環境基本条例の制定

##### 1 条例制定の経緯

大阪では、かつて、高度経済成長とともに産業型公害が深刻化していく中で、大阪府公害防止条例（昭和46年3月制定）等に基づく規制や総量規制の実施など、先駆的な公害対策を推進してきた結果、工場・事業場を発生源とする大気汚染や水質汚濁などについては、一時期の危機的な状況を克服し、一定の改善をみてきた。

しかしながら、今日では、自動車排出ガスに起因する窒素酸化物による大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物問題などのいわゆる都市・生活型公害の克服や、地球温暖化などの地球環境問題への対応が重要な課題となっており、このような問題に対処していくためには、社会経済活動や人々のライフスタイルのあり方にまで踏み込んで、行政はもとより、事業者や府民一人ひとりが足もとからの取組を進めていくことが必要となっている。さらに、うるおいのある水辺や豊かなみどり、美しい街なみや歴史的文化的な雰囲気などに対する府民のニーズに応えることも重要な課題である。

このような環境をめぐる状況の変化を踏まえ、平成5年2月12日、21世紀を展望する「環境保全条例のあり方」について、大阪府公害対策審議会（会長：矢吹萬壽 大阪府立大学名誉教授）に諮問した。審議会では、専門委員の参画も得て、総合部会、大気部会、水質部会、騒音振動部会の4部会に分かれて審議を進め、7月29日に中間まとめを行い、さらに、関係団体等からの意見聴取や意見書により提出された意見も踏まえて審議を重ねた結果、12月20日に審議会会長から知事へ答申が行われた。府では、この答申を踏まえて、「大阪府環境基本条例案」と「大阪府生活環境の保全等に関する条例案」を策定、両条例は、平成6年2月定例府議会で可決成立し、3月23日に公布された。

##### 2 条例の特徴

環境基本条例の特徴としては、第一に「良好で快適な環境を享受することは、府民の基本的な権利」として、いわゆる「環境権」を前文で宣言したこと、第二に環境基本法の「環境の保全」に加え、都市環境、歴史的文化的環境にまで環境の範囲を広げ、さらに「人のところがかよいあう豊かな環境の創造」を目指すとしたこと、第三に環境行政の総合的・計画的推進システムとして、環境総合計画の策定、年次計画・年次報告、府の機関相互の連携・推進を図るための体制整備などの規定を置いたこと、第四に環境影響評価（アセスメント）の実施の根拠を条例上に位置づけるとともに、企業等が製品開発等にあたっての環境への配慮を行う「環境総括責任者」の設置を促進するとしたこと、第五に地球環境保全のための行動指針

の策定、調査研究、モニタリング、海外への技術移転等の推進など地球環境保全に貢献する府の方針を明示したこと、第六に環境教育・学習等の振興、自主的活動の支援、府民・事業者等との協働による推進体制の整備など、府民の自発的な参加の促進と府民・事業者等との協働による施策推進の規定を置いたことなどがあげられる。

## 第2 生活環境の保全等に関する条例の制定

環境基本条例の理念にのっとり、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、従来の大阪府公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定める「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を環境基本条例と同時に制定した。

この条例の特徴としては、第一に自動車公害防止対策の推進、廃棄物の減量等の対策の推進など、生活環境の保全に関する施策の推進について規定したこと、第二に有害化学物質や炭化水素など府域の諸条件により、府独自に規制する必要がある物質・施設を規定したこと、第三に法規制との重複をなくし、府下の環境の現状、公害防止技術の発達等を踏まえ、大気、水質、地盤環境、騒音・振動の環境要素ごとに最も有効かつ適切な規制措置を規定したことなどがあげられる。

## 第3 新環境総合計画の推進

府は、昭和48年に策定した「大阪府環境管理計画（BIG PLAN）」、昭和57年に策定した「大阪府環境総合計画（STEP 21）」に基づき環境施策の総合的推進に努めてきたが、自動車公害や廃棄物問題などの都市・生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、2025年を見通しつつ、2001年を目標とする「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」を平成3年9月に策定し、各種施策の推進に努めている。

## 第4 公害防止計画の推進

平成5年3月に内閣総理大臣の承認を受けて策定した第5次大阪地域公害防止計画に盛り込まれた各種施策の推進に努めた（2-1表）。同計画を事業別にみると、財政上の特別措置がある特例負担適用事業は7,264億円、特例負担非適用事業5,175億円、公害関連事業5,288億円となっており、進捗状況は、（2-2表）のとおりである。

2-1表 大阪地域公害防止計画（第5次）の概要

地域の範囲	豊能郡能勢町、豊能町、南河内郡太子町、河南町、千早赤坂村を除く府内全域
承認年月日	平成5年3月11日
実施期間	平成4年度から平成8年度までの5年間
主要課題	(1) 都市地域における大気汚染対策 (2) 交通公害対策 (3) 都市内河川の水質汚濁対策 (4) 大阪湾の水質汚濁対策
事業費	総計画事業費 18,157億円 (1) 地方公団体が講じる措置 17,727億円 ア) 公害対策事業 12,439億円 イ) 公害関連事業 5,288億円 (2) 民間事業者が講じる措置 430億円

根拠法令 環境基本法第17条

2-2表 大阪地域公害防止計画（第5次）進捗状況

(単位：億円)

事業名		計画事業費 (A)	事業費（平成4年度末 累計）(B)	進捗率(%) (B)/(A)
公策 害事 対業	特例負担適用	7,264	1,455	20.0
	特例負担非適用	5,175	2,718	52.5
	小計	12,439	4,173	33.5
公害関連事業		5,288	1,606	30.4
民間事業者が講じる措置		430	163	37.9
合計		18,157	5,942	32.7

### 第5 環境科学総合センター（仮称）基本構想の策定

公害監視センターは、昭和43年に設立以来、これまで環境の常時監視や検査・分析、調査・研究、環境情報の提供などに努めてきたが、近年の環境問題をめぐる新しい状況に対応し、府域の環境保全はもとより、快適環境の創造や地球環境保全にも貢献できる拠点施設として、環境科学総合センター（仮称）基本構想の策定を行った。そのイメージは2-3図のとおりである。

2-3図 環境科学総合センターのイメージ図

